

回 答 書

開成町公共施設太陽光設備設置事業公募型プロポーザルの質問について、次のとおり回答します。

No.	質問内容	回 答
1	「第4号様式業務実施体制調書」につきまして、管理責任者及び担当者の記入欄には、今回の事業参加における事業者としての体制を記入するという認識でよろしいでしょうか。	そちらの認識でよろしいです。 管理責任者については、事業全体の管理者を、担当者については、施工、設計、リース等のそれぞれの担当者を記載ください。
2	公募実施要領 本要領の参加資格を満たす代表事業者を筆頭に、設備所有者および導入業務における責任所在を明確にしたうえで、コンソーシアム形式の参加は認められるか。	コンソーシアム形式の参加は認めません。
3	要求水準書 P.2 ク (撤去処分費用積立金) 『当該費用の確保方法は、事業者が毎月定額を指定口座に積み立てる方法または契約締結時に一括して用意する方法等、事業者任意の方法によるものとする。』とありますが、指定口座の開設ができない状況のため、契約書に履行保証保険の内容と撤去処分費用積立金を記載することを条件として、履行保証保険（5年更新）を付保する方法をお願いできなくないでしょうか。事業者が倒産等破綻した場合でも、履行保証保険によって保証が担保されるため、貴町にもメリットがあると考えています。	要求水準書 1-2- (1) クを満たすものであれば記載の内容でも可とします。
4	要求水準書P7に記載があります認定キュービクルの改造については、太陽光発電用ブレーカ設置や継電器類設置までを本工事とし、電力会社、消防署との協議による改造不可及びキュービク	キュービクルの改造については、電力会社等と事前に調整いただき、本事業に計上してください。また、改造不可による施工においても本事業に計上してください。

	ル増設、トランス増設又はトランス交換となった場合は別途として宜しいでしょうか。	
5	要求水準書 1-2-(1)イ 本項の安全性を証する資料は事業者の任意書式でよいか。	よろしいです。
6	要求水準書 1-3-(2)ア 自家消費30%及び町内消費50%の達成の測定方法はどのように行うか。	測定方法は任意となります。自家消費量、売電量が把握できるものとしてください。また、町内消費にあたっては、売電先との紐づけ等により確実に町内で消費されたことがわかるようにしてください。
7	要求水準書 1-3-(2)オ 既設及び新設の発電量、売電量はそれぞれ計測する認識でしょうか。また、既設の計測は既存設備の計測方法をご希望でしょうか。	それぞれ計測してください。 測定方法に希望はありませんが、売電先及び、売電量が算出可能な方法にしてください。
8	要求水準書 1-3-(3)オ 屋上の侵入防止柵は補助金対象か。	文命中学校の屋上について、普段出入口が施錠されているためフェンスの設置は不要とします。
9	要求水準書 1-3-(3)オ 既設フェンス自体の高さは約1,500mmですが、柵の高さ1,800mmとは、既設フェンス下の台を含めた高さでよいか。	文命中学校の屋上について、普段出入口が施錠されているためフェンスの設置は不要とします。
10	要求水準書 1-3-(3)オ 侵入防止柵の設置にあたり安全性を確保する為にはコンクリート基礎を打つ必要があり、その際に防水シートを切断しなくてはならず防水保証の継続が困難かと存じます。 防水保証が切れる前提でフェンスを建てる、もしくはフェンスではなく養生ロープやネット等の工法に変更する事は可能でしょうか。	文命中学校の屋上について、普段出入口が施錠されているためフェンスの設置は不要とします。
11	要求水準書 1-3-(4)ア 本項の検討を証する資料は事業者の任意書式でよいか。	よろしいです。

12	要求水準書 1-4-(1)エ この場合、施設起因による撤去/再設置の費用は町ご負担と考えてよいか。	よろしいです。
13	要求水準書 1-4-(1)エ 陸屋根部分について、設備架台を既存の防水膜の維持を前提にコンクリートブロックを屋根面に強力テープ等で固定する方式を予定している。将来的な一時撤去は可能だが、撤去時には既存の防水膜に干渉する可能性が高いが認められるか。撤去時の目的が防水更新であればこの懸念は対象外と理解しています。	撤去の目的は防水更新のため、問題ありません。
14	要求水準書 1-4(1)エ 施設改修工事等の実施にあたり太陽光発電設備の撤去範囲はパネルのみで問題ないでしょうか。架台は残した状態で塗装等の作業は可能かと存じますが、架台、ケーブル等の一時撤去範囲についてご教示ください。	太陽光設備については、全て撤去可能なものにしてください。
15	要求水準書1-4-(1)オ PCSの仕様、台数、図面のご提供をお願いします。	<p>【開成南小学校】 型番：ラインバック αプラス（三相） LBSF-10-T3 台数：2台</p> <p>【文命中学校】 型番：LJPA25532 台数：3台</p> <p>図面については、メールにて提供します。</p>
16	要求水準書1-4-(1)オ 設置のみとし、維持管理範囲の対象外との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
17	要求水準書 1-4-(1)オ 既設のパワーコンディショナー交換に係る撤去、処分費用はPPA料金に含めてよいか。また蓄電池についても同じでしょうか。	含めてよろしいです。蓄電池の交換は見込んでおりません。

18	<p>要求水準書 1-4(1) オ 既設の太陽光発電設備の交換範囲はパワーコンディショナーのみでよろしいでしょうか。 文命中学校の既設パワーコンディショナーが、蓄電池とのハイブリッドタイプとなり、その場合蓄電池も交換対象となりますでしょうか。</p>	<p>蓄電池の交換は見込んでいません。また、文命中学校については、売電を行う上でパワーコンディショナーの交換が必要という認識でしたが、交換せずに売電が可能であればパワーコンディショナーの交換は不要とします。開成南小学校については、既存設備での売電の可否に関わらずパワーコンディショナーを全て交換してください。</p>
19	<p>要求水準書 1-4(1) オ 文命中学校について、既設のPCS及び蓄電池の設置環境が現在のメーカーが求める設置基準に則っていないように見受けられました。 同一箇所に同等機器を設置することが難しい可能性がございます。 その場合は、別箇所への設置検討が必要となりますでしょうか。</p>	<p>別箇所へ設置する場合は交換不要とします。 また、文命中学校については、売電を行う上でパワーコンディショナーの交換が必要という認識でしたが、交換せずに売電が可能であればパワーコンディショナーの交換は不要とします。開成南小学校については、既存設備での売電の可否に関わらずパワーコンディショナーを全て交換してください。</p>
20	<p>要求水準書 1-4(1) オ 既設PCSの容量は、現状と同等の規格にする必要がございますでしょうか。 具体的には、15KWのパネルに対し20KWのPCSが設置されている状態にあります が、PCS容量を10KW程度に変更する事は可能でしょうか。</p>	<p>既設 PCS の容量と同等相当の規格品を設置してください。</p>
21	<p>要求水準書 1-4(1) オ パワーコンディショナー交換に付随し、既存の発電監視システムが継続できない場合は、監視システムも含め交換対象とする認識となりますでしょうか。 また日射計や気温計測している情報は、監視装置を変更した場合も表示する必要がございますでしょうか。</p>	<p>システムが継続できない場合は、交換対象としてください。日射計や温度計の表示は必要になります。</p>
22	<p>要求水準書 1-4(1) オ 既設太陽光発電設備の仕様（使用機器仕様、系統図、配線図）はご提供いただけますでしょうか。特に、現地確認</p>	<p>メールにて提供いたします。</p>

	<p>にて不明確であった文命中学校の太陽光記載電力図面のご提供をお願いいたします。</p> <p>また、両施設について、東京電力への申請書類をご提供いただけますでしょうか。</p>	
23	<p>要求水準書 1-4(1) オ 既設太陽光発電設備の、パワーコンディショナーを交換する意図をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>本事業にて、新設予定の太陽光発電設備を設置し、既設太陽光発電設備のパワーコンディショナーを交換せざとも、それぞれの設備の動作と計測は可能とみておりますが、それでも既設太陽光発電設備の機器更新は必要となりますでしょうか。</p>	<p>文命中学校について、売電を行う上でパワーコンディショナーの交換が必要という認識でしたが、ハイブリットタイプということもあります、交換せずに売電が可能であればパワーコンディショナーの交換は不要とします。開成南小学校については、既存設備での売電の可否に関わらずパワーコンディショナーを全て交換してください。</p>
24	<p>要求水準書 1-4-(2) モニター設備は事業者の任意設定で良いか。サイネージ等掲出ではなく職員室等の既設PCで運転状況が確認できる仕様でも認められるか。また、閲覧に係るモニターは補助金対象項目か。</p>	<p>運転状況（発電量、自家消費量、売電量）が確認できるものであれば、任意設定でよろしいです。サイネージ等掲出ではなく、監視モニターとしての機能を想定しています。また、運転状況を確認できる監視モニターについては補助金対象項目です。</p>
25	<p>要求水準書 1-4-(2) 監視画面はブラウザ表示するタイプを認められるか。また、施設Wi-Fiを利用してインターネット接続させていただくことは可能か。</p>	<p>基本的には監視システムと太陽光を直接接続し、施設 Wi-Fi を利用しないようにしてください。</p>
26	<p>要求水準書 1-4(2) モニター設備仕様については協議事項とありますが、モニターのサイズはどの程度を想定されておりますでしょうか。</p> <p>遠隔監視システムについては、最低限発電量、自家消費量、売電量等が表示されていれば、特別サイネージ用のシステム構築でなくとも問題ございませんでしょうか。</p>	<p>一般的に個人が見やすい大きさのデスクトップ型パソコン程度を想定しております。</p> <p>特別サイネージ用のシステム構築は不要です。</p>

27	<p>要求水準書 1-4-(3)</p> <p>改造工事については協議の上とあります が、事業者側で工事可能という認識 でよろしかったでしょうか。</p> <p>キュービクル製造もしくは、指定業者 でないとキュービクル改造ができない 場合は協議いただけますでしょうか。</p> <p>また、改造工事にあたり認定が外れる ことは許容いただけますでしょうか。</p>	<p>関係事業者と協議の上、可能な方法で施 工をしてください。</p> <p>認定キュービクルについて、基本的には 認定を外さない形を想定していますが、 受注業者と協議のうえ決定します。</p>
28	<p>要求水準書 1-4(4)オ</p> <p>ラベル表示については、設置する機器 すべてに表示する必要がありますし ょうか。</p>	<p>すべてに表示してください。</p>
29	<p>要求水準書 1-5(3)</p> <p>工事実施期間は夏季休暇にとあります が、余剰売電にあたり電力会社との協 議期間を考慮すると、夏季休暇までに 工事着工ができない可能性が高いと考 えております。整備期間内であれば夏 季休暇以外での工事で問題ないとい う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>学校の授業の妨げにならないために、基 本的に夏季休暇に実施することを想定し ております。夏季休暇以外になる場合は、 学校と協議の上決定します。</p>
30	<p>要求水準書 1-5(4)ア</p> <p>防水保証の継続可否については、防水 実施業者との協議次第かと存じます が、協議事項という認識でよろしいで しょうか。</p>	<p>防水保証の継続可否につきましては、防 水実施業者との協議次第となります。た だし、これにより防水保証が失効してし まう工法を推奨するものではなく、できる 限り防水保証が維持されることを前提 として、防水機能に影響を与えない方法 での設置を提案してください。</p>
31	<p>要求水準書 1-5-(4)シ</p> <p>本項における電気事故は何を指すか。 またそれが施設起因の場合は復旧に係 る費用負担を協議できるか。</p>	<p>本項は、工事期間中に発生する天災によ る漏電等を想定しています。施設起因に による電気事故の場合の費用負担につい ては、協議事項とします。</p>
32	<p>要求水準書 1-5-(4)ス</p> <p>AUTOCADとJWCADいずれかではなく各型 式の提出が必要か</p>	<p>各型式の提出が必要です。</p>
33	<p>要求水準書 1-6-(1)カ</p> <p>移設期間に応じた業務期間の変動に応 じて、移設以外に事業運営上で費用発 生する場合はその費用負担を協議でき</p>	<p>受注業者と協議の上、決定いたします。</p>

	るか。	
34	要求水準書 1-8-(7) 当該施設の工事規模および工事金額相 当に応じて2級電気工事施工管理技士 による施工管理は認められるか。	1級電気工事施工管理技士以外認めませ ん。
35	既存パワーコンディショナの交換に伴 い、ストリングの組み直しが発生いた します。配線についても、ストリング に合せてやり直しとなります。配線や り直し後の不具合は既存設備との因果 関係が特定できないため、配線工事、 各種機器類の瑕疵担保は別途と考え 宜しいでしょうか。	受注業者負担として考えてください。
36	パワーコンディショナの交換に伴う既 存太陽光発電設備の出力不足や不具合 は、既存設備との因果関係が特定でき ないため、既存太陽光発電設備は交換 品も含め瑕疵担保は別途と考えて宜し いででしょうか。	受注業者負担として考えてください。